

工事経歴書の留意点等について

1 税込、税抜の選択について

経営事項審査を申請する場合、工事経歴書については、必ず免税業者は税込、課税業者は税抜で記載してください。また課税事業者は、財務諸表も消費税抜方式により作成してください。

2 請負契約の計上方法について

(1) 1件の請負契約の扱いについて

1件の請負契約の完成工事高を、2以上の業種に分割して計上することはできません。主たる工事の業種に全額計上してください。

(2) 単価契約について

単価契約を締結し、当該契約に基づき月締め等で支払いを受けている場合は、当該契約は1件の工事実績とみなし、その合計請負額により記載の要否を判断してください。なお、月締めの支払いであることを理由に各月ごとの契約（12件の契約）とすることはできませんのでご注意ください。

一方、単に同一の発注者から同一単価によって複数回工事を請け負っただけでは、例え月締め等で支払いを受けていたとしても、それらをまとめて1件の契約（または各月ごとの請負契約）とみなすことはできません。個々の工事ごとを1件の請負契約と考えて、記載の要否を判断してください。

なお、経営事項審査における単価契約であるかの審査は原則として契約書等に基づき判断しますので、経営事項審査では必ず当該単価契約書を提示してください。そもそも単価契約を締結していなかったり、口頭での合意のみであって単価契約書を提示できない場合は、単価契約とは認められず、工事経歴書の修正を求める場合が有ります。

(3) 該当する業種について

単なる剪定や公園の管理委託、保守点検業務や調査等のコンサル業務は建設工事には含まれません。これらを工事として計上している場合、その売上高を完成工事高から除き、兼業売上高へ計上し直す等、財務諸表の修正が必要になります。経営状況分析からやり直しになる場合がありますので、ご注意ください。

また、建設工事であっても、記載する業種が誤っていれば再審査になる場合がありますので、疑義がある場合は必ず決算変更届の提出時に確認してください。

なお、500万以上（建築一式工事においては1,500万円以上又は延べ面積150㎡以上の木造住宅工事）の工事を請け負うためには当該業種の許可が必要です。決算変更届の提出時ではなく、常に請負時に十分確認するようにしてください。

(4) 個人との請負契約について

個人との請負契約を記載する場合は、必ず氏名をイニシャル（例：香川一郎→KやK. I等）で記載してください。フルネームが記載されている場合、修正したものの提出を求めます。

(5) 工事名について

工事名は、原則として契約書等のとおりに記載してください。

また経営事項審査では、まず工事名から該当業種の妥当性を確認しますので、工事名称からは業種が判別しにくい場合（下請工事等）は、（ ）書きで工事内容を付記してください。

例) 「K邸新築工事」における土間コンクリート工事を下請として請負った場合
→ 「K邸新築工事（土間コンクリート工事）」

（6）請負金額について

税込みの請負金額について、消費税額分を割り戻して税抜額を算出した場合、小数点以下は切り捨てで記載してください。

（7）工事進行基準での記載について

工事進行基準に基づき記載している場合、請負金額については2段書きとしてください。

例) (65,000)←工事進行基準による額
88,000←全体の契約額

3 各土木事務所等における事前審査について

経営事項審査の受審前に、各土木事務所等で決算変更届の事前審査を受けておく必要が有ります。

土木事務所等では、通常は決算変更届を提出されてから翌日～3日後までに審査を完了して返却します。ただし、繁忙期や修正が必要になった場合は更に日数を要しますので、必ず余裕をもって（できる限り必要となる1週間程度までに）提出してください。

なお、提出日中や希望時間（例：翌日10時まで等）までの審査要求には応えられない場合が有りますので、各土木事務所等への提出が経審予約日の前日になる場合は、原則として経審の予約日を変更してください。